

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

（会社の上司に嫌がらせされる。）

Q. 会社の同僚から頻繁に食事やカラオケに誘われ、断ることができずに付き合いきたが、最近、仕事中にホテルに誘われるなど、嫌な思いをしている。

A. ○ 刑罰法令に該当する行為があれば、適切な措置を講じますので、警察に相談して下さい。

○ 損害賠償請求など民事訴訟を起こすことができます。

セクハラに関する相談窓口（法テラス等）や弁護士等に相談して下さい。

○ 相手が自宅に押し掛けてくるようなことがあれば、すぐに110番通報して下さい。

※ 法テラス（日本司法支援センター）

・ TEL 0503383-5501

※ 粕屋地区女性ホットライン

・ TEL 092-401-5353

※ 玄海弁護士センター（福岡県弁護士会法律相談センター）

・ TEL 092-940-4100